

子ども・子育て支援新制度の概要について

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日: 1.04%, 仏: 3.00%, 英: 3.27%, ｽﾌﾟﾈｰﾝ: 3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校教員等の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。



1

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨
 自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

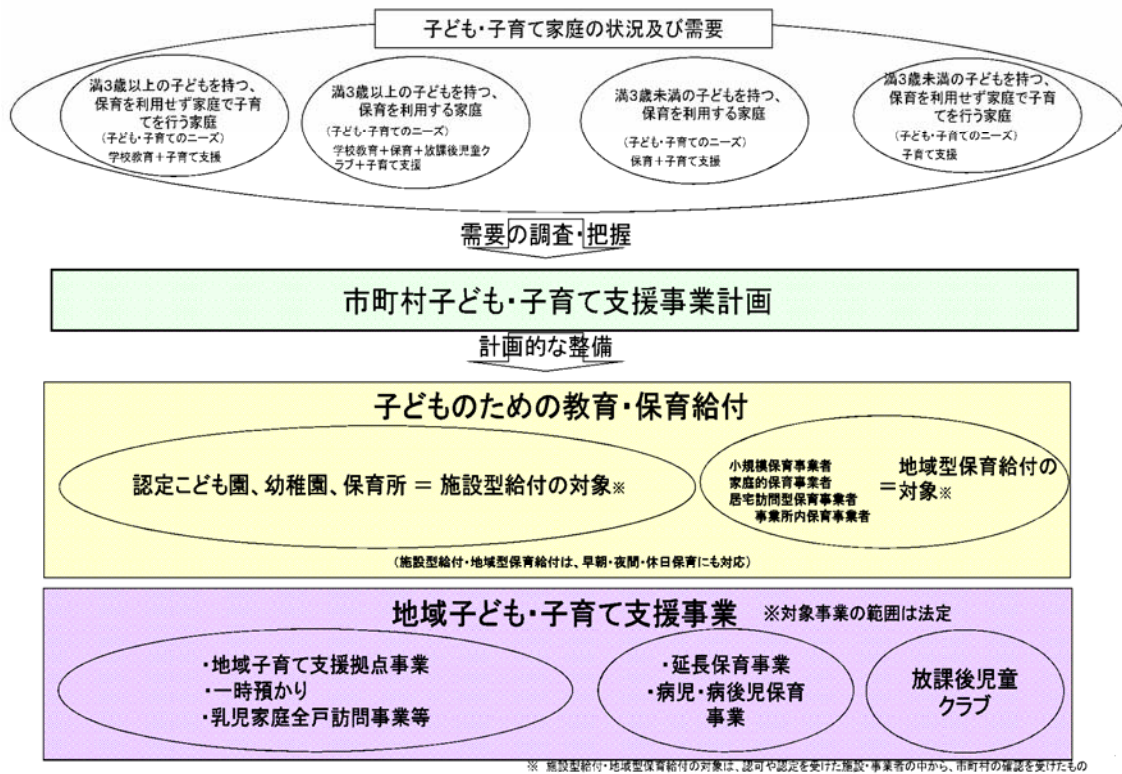
◆ 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - * 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ (株式会社等の参入は不可)
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

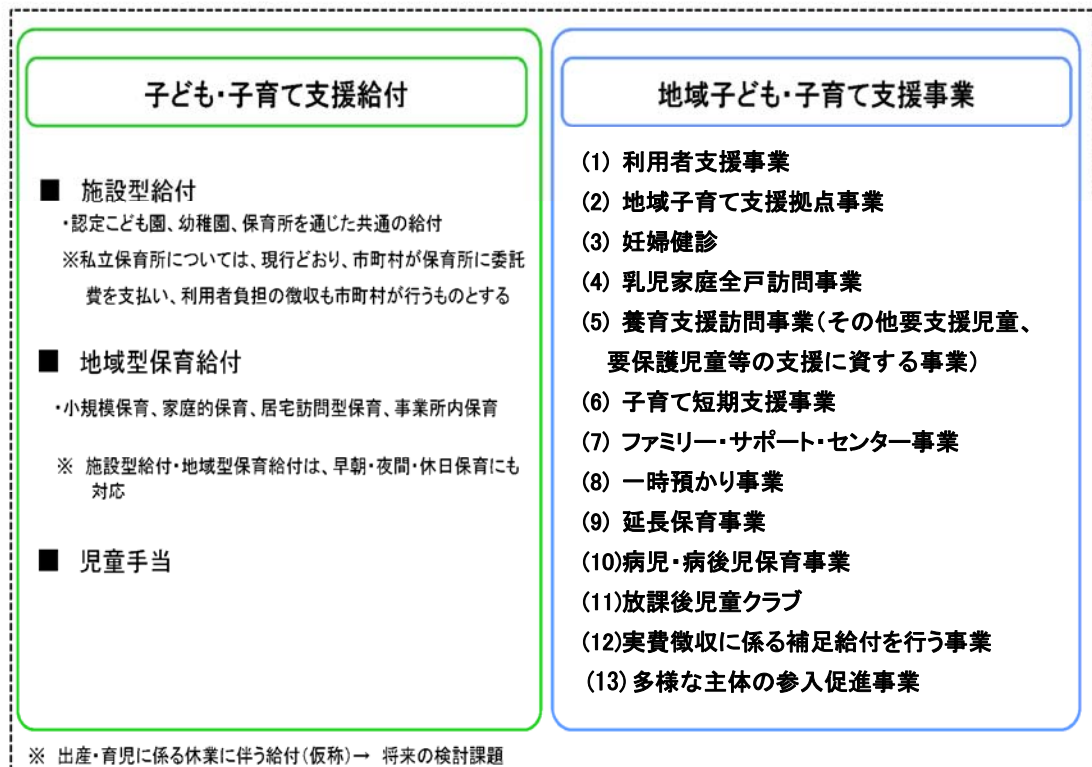
2

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

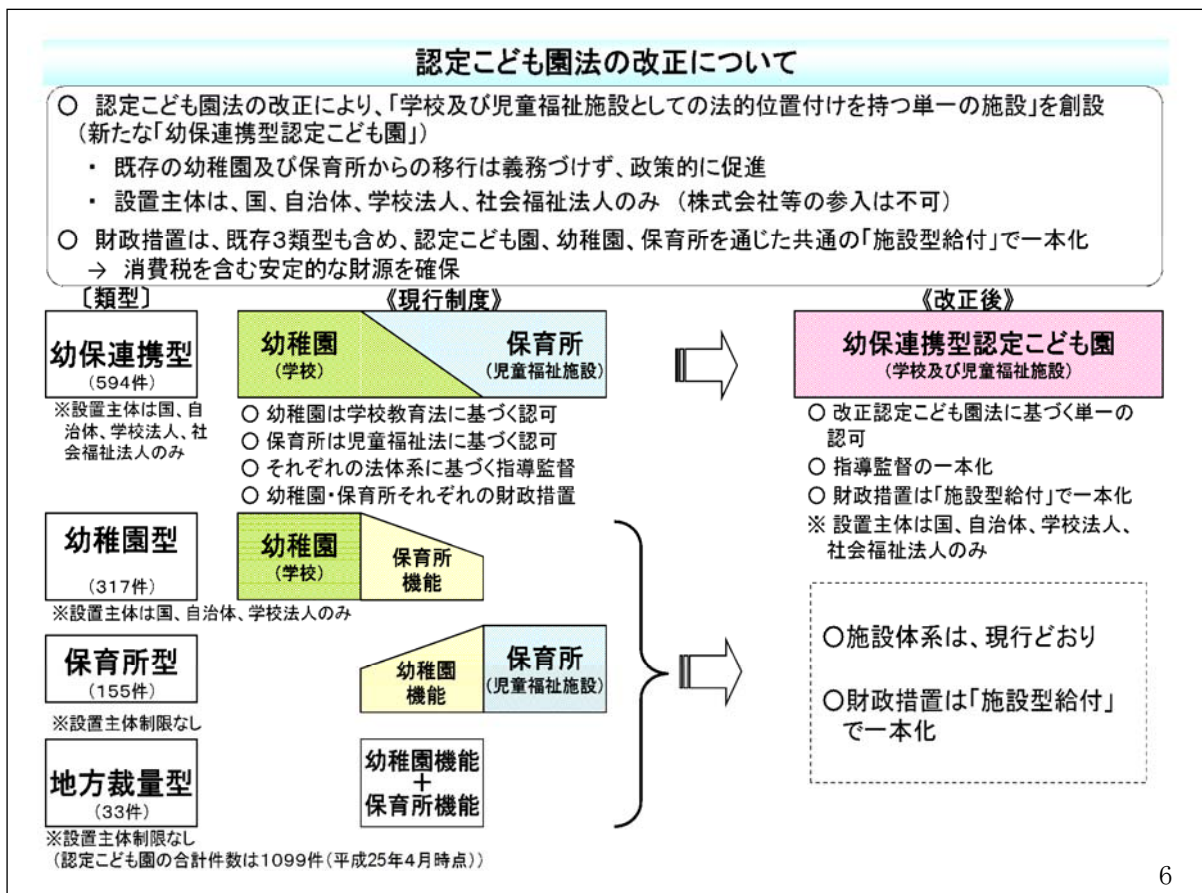
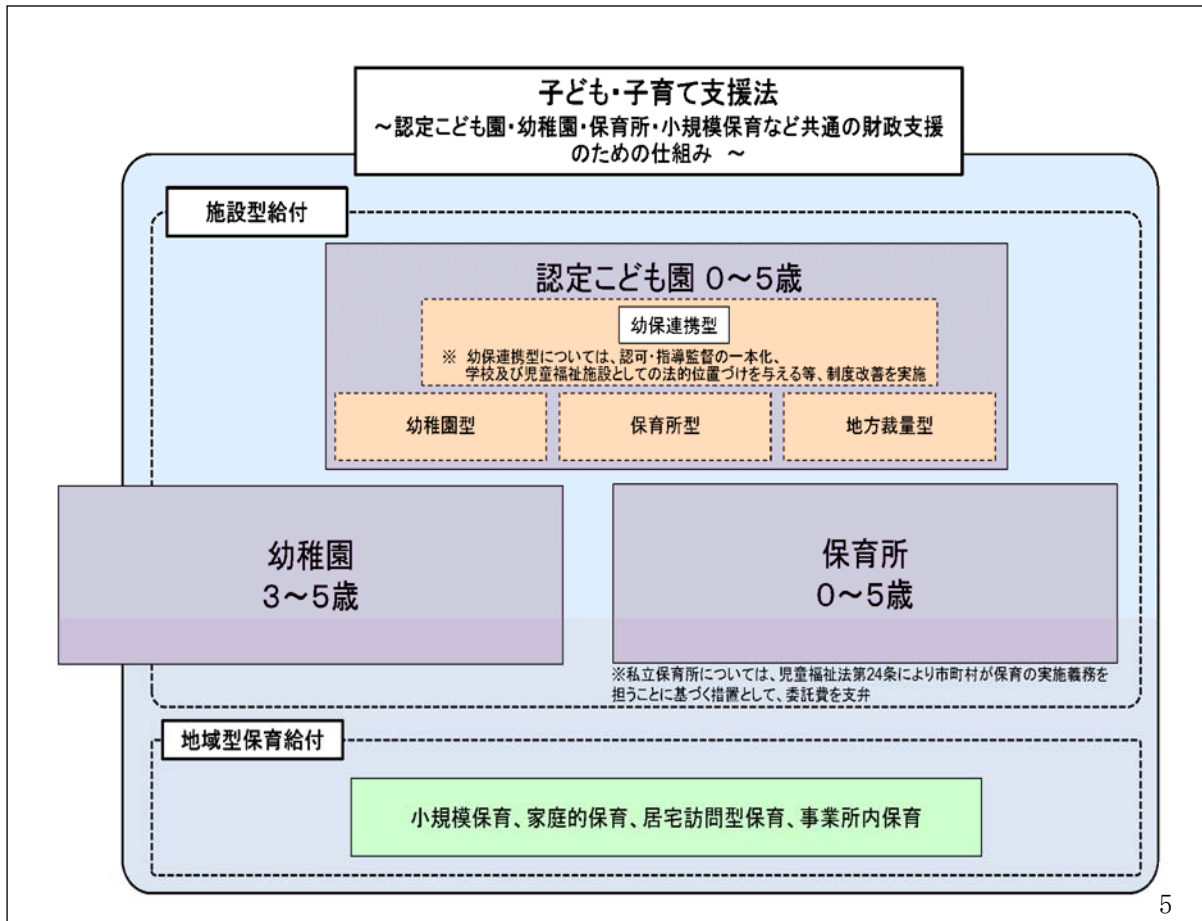


3

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

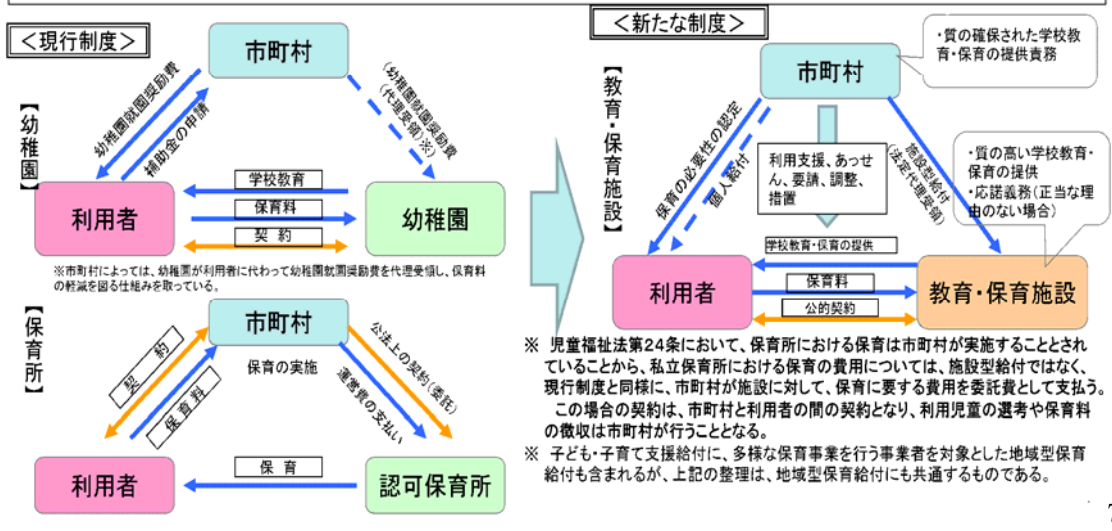


4



本制度における行政が関与した利用手続き

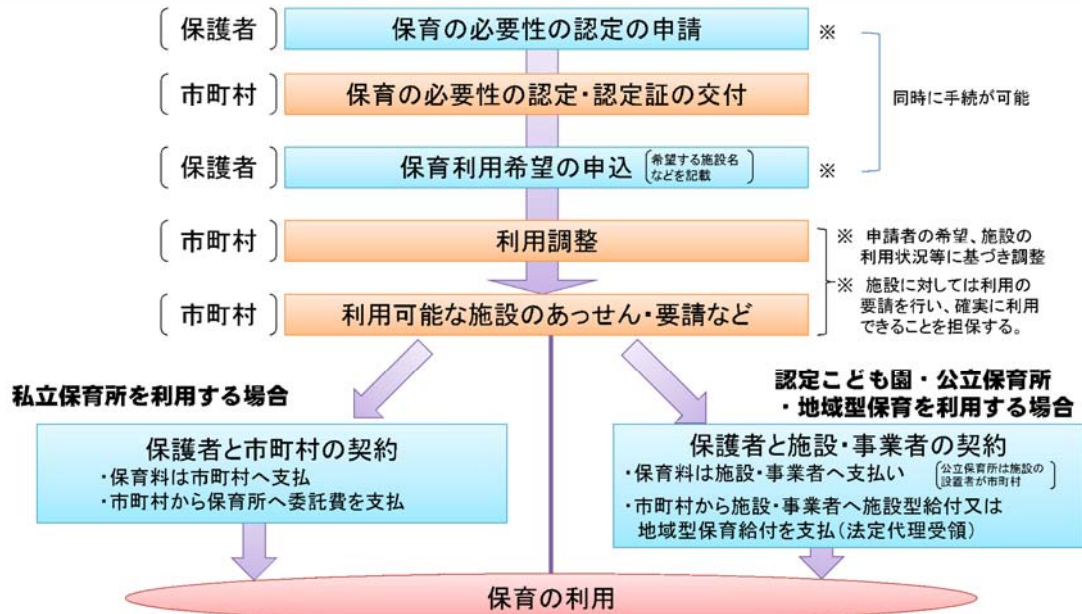
- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。
- 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。



7

◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



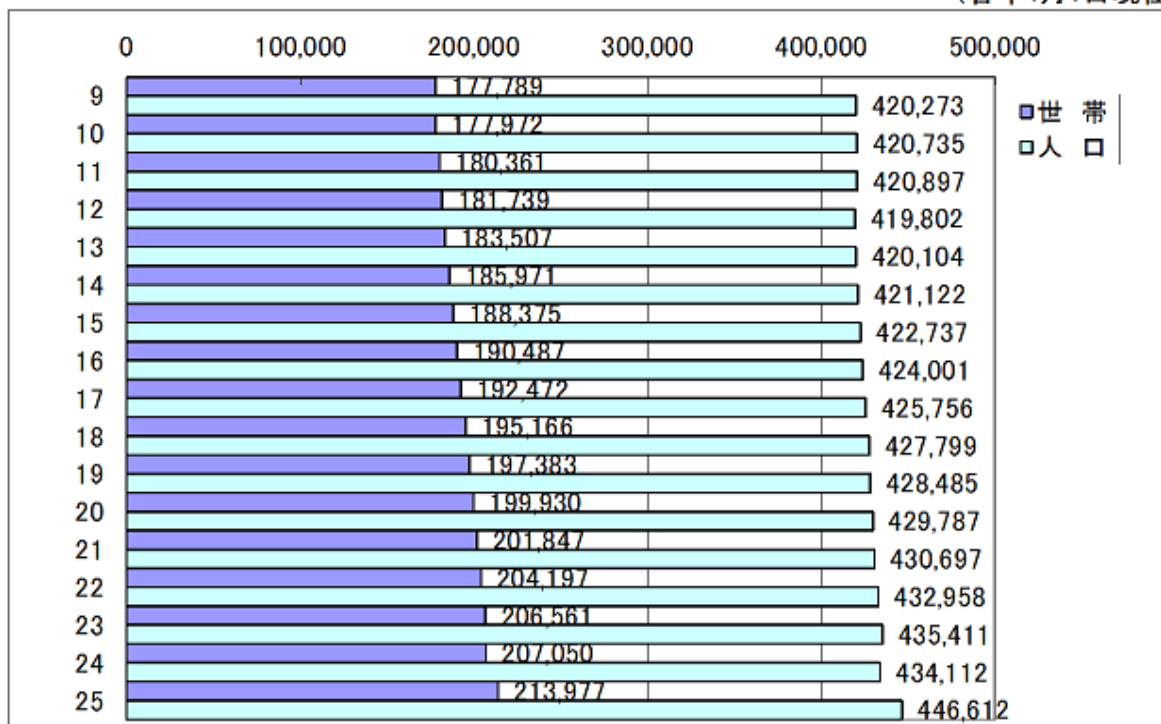
8

* 子ども・子育て関連3法について(平成25年5月内閣府・文部科学省・厚生労働省)より一部引用・抜粋

(参考) 葛飾区の人口動向

人口及び世帯数の推移

(各年4月1日現在)

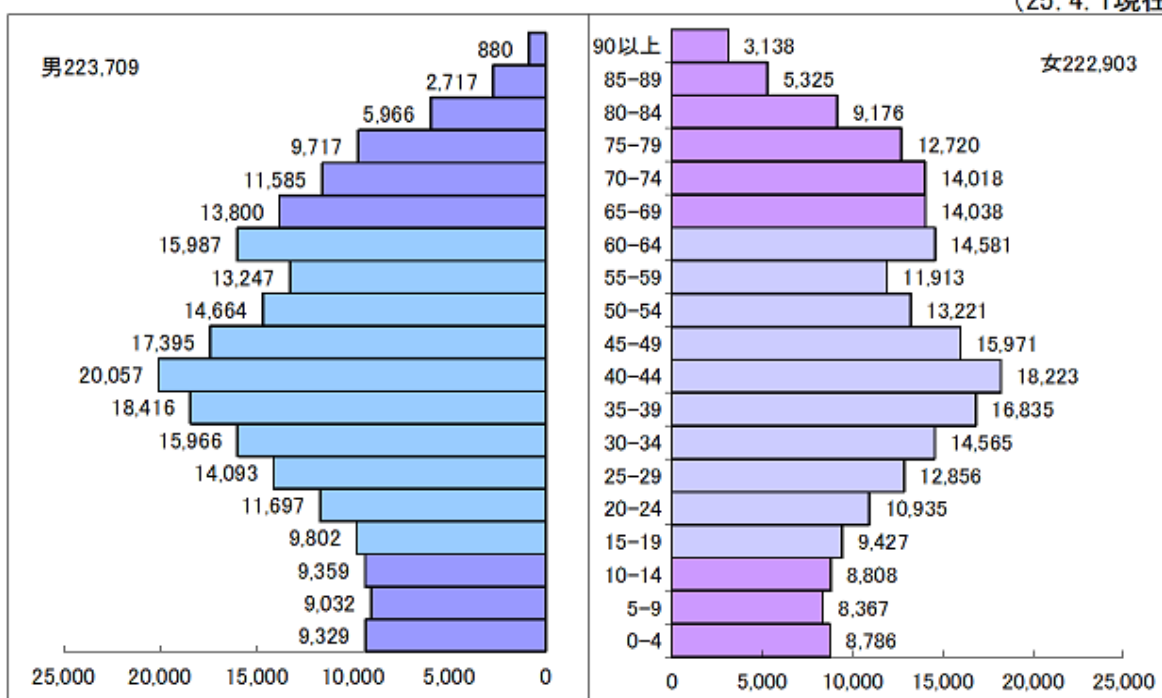


* 住民基本台帳による。平成25年からは外国人住民も含む。

年齢別人口構成

合計 446,612

(25. 4. 1現在)



年齢 (歳)

乳幼児人口

(各年度4月1日現在)

年度	総人口	0～5歳児		内 訳					
		人口	総人口に占める割合(%)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
10	420,735	22,705	5.40	3,827	3,924	3,721	3,903	3,648	3,682
11	420,897	22,545	5.36	3,656	3,887	3,854	3,655	3,885	3,608
12	419,802	22,210	5.29	3,561	3,665	3,783	3,820	3,544	3,837
13	420,104	22,024	5.24	3,751	3,616	3,658	3,712	3,776	3,511
14	421,122	21,986	5.22	3,612	3,785	3,578	3,583	3,705	3,723
15	422,737	21,888	5.18	3,550	3,692	3,777	3,569	3,602	3,698
16	424,001	21,776	5.14	3,619	3,636	3,666	3,735	3,542	3,578
17	425,756	21,710	5.09	3,494	3,665	3,621	3,639	3,742	3,549
18	427,799	21,636	5.05	3,478	3,583	3,648	3,580	3,638	3,709
19	428,485	21,185	4.94	3,421	3,459	3,529	3,578	3,581	3,617
20	429,787	20,997	4.89	3,594	3,471	3,388	3,466	3,549	3,529
21	430,697	20,917	4.86	3,563	3,611	3,443	3,353	3,424	3,523
22	432,958	21,043	4.86	3,641	3,577	3,606	3,447	3,344	3,428
23	435,411	21,323	4.90	3,520	3,739	3,632	3,627	3,425	3,380
24	434,112	21,195	4.88	3,466	3,547	3,642	3,557	3,567	3,416
25	446,612	21,746	4.87	3,576	3,599	3,639	3,669	3,632	3,631

*平成25年からは外国人住民を含む

年齢三層区分人口の推移

(各年度4月1日現在)

年度	年少人口(0～14歳)		生産年齢人口(15～64歳)		高齢者人口(65歳以上)	
	人口	総人口に占める割合(%)	人口	総人口に占める割合(%)	人口	総人口に占める割合(%)
9	56,294	13.40	303,689	72.26	60,290	14.34
10	55,968	13.30	301,253	71.60	63,514	15.10
11	55,324	13.14	299,329	71.12	66,244	15.74
12	54,505	12.98	296,049	70.52	69,248	16.50
13	54,195	12.90	293,414	69.84	72,495	17.26
14	53,871	12.79	291,738	69.28	75,513	17.93
15	53,903	12.75	290,164	68.64	78,670	18.61
16	53,813	12.69	289,150	68.20	81,038	19.11
17	54,002	12.68	288,391	67.73	83,363	19.57
18	53,999	12.62	287,666	67.24	86,134	20.14
19	53,637	12.52	285,663	66.67	89,185	20.81
20	53,503	12.45	284,519	66.20	91,765	21.35
21	53,320	12.38	282,741	65.65	94,636	21.97
22	53,305	12.31	283,048	65.38	96,605	22.31
23	53,563	12.30	284,881	65.43	96,967	22.27
24	52,975	12.20	282,259	65.02	98,878	22.78
25	53,681	12.02	289,851	64.90	103,080	23.08

*平成25年からは外国人住民を含む